審査基準

基準の名称 徳島県情報公開条例の解釈運用基準			
法	令 等 名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県情報公開条例	ग्री	第12条第3項	公文書公開請求の拒否
	基	準の	内 容

第7条 公開請求の拒否

(公開請求の拒否)

- 第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求を拒否することができる。
 - (1) 公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。
 - (2) 公開請求に係る公文書を保有していないとき。
 - (3) 請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をしたとき。

第1 趣旨

本条は、一定の場合には、公開を求められた文書について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

第2 解釈・運用

従来、請求に係る文書が不存在の場合や請求自体が要件を満たしていない場合、請求を不受理とし、その旨を通知する取扱いとしていたが、公文書公開審査会の答申では、文書不存在など一定の事由に該当する場合には当該請求を拒否できる旨の規定を新たに設けるとともに、これを行政処分として位置づけ、救済手続の対象となることを明確にするよう求められた。

本条は、この答申をふまえて設けたものである。

一般に、公開請求があれば、実施機関は、対象文書に記録された情報が第8条各号に定める非公開情報に該当しない限り請求に係る公文書を公開すべき義務を負うが、本条は、この例外として実施機関が公開義務を免れる場合を規定し、対象文書に記録された情報が非公開情報に該当する場合の非公開決定とは別に、請求自体を拒否する行為を新たに行政処分と位置づけ、立法化したものである。

したがって、本条による請求拒否処分には理由の提示が必要となり、また審査請求に係る教示も行わなければならない。

本条に基づく処分に対し審査請求があった場合は、処分庁又は審査庁は、公開・非公開の決定に審査請求があった場合と同様に、原則として徳島県情報公開審査会に諮問し、その答申を得て決定又は裁決を行わなければならないこととなる。

- 1 「公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。」 公文書を特定していない請求、必要的記載事項を記載していない請求などが考えられる。 「その不備を補正することができないとき。」には、相当の期間を定めて補正を求めたにもかか わらず、当該期間内に補正がなされなかった場合を含む。
- 2 「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」 当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有 している場合などが考えられる。
- 3 「請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をした とき。」

次のような場合が考えられる。

- (1) 請求に係る文書が、第2条の定義による「公文書」に該当しない文書である場合
 - ア 組織として用いる文書ではなく、職員の個人的な資料である場合
 - イ 不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものである場合
 - ウ 図書館等において、その設置目的に応じて管理されているものである場合

- エ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって規則で定める ものである場合
- (2) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に作成又は取得された、決裁供覧文書以外の組織 共用文書又は電磁的記録(データベースを除く。) である場合(附則第2項第1号)
- (3) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に議会の職員が作成又は取得した公文書である場合(附則第2項第2号)
- (4) 請求に係る文書が、平成14年4月1日前に公安委員会及び警察本部長の職員が作成又は取得した公文書である場合(附則第2項第3号)
- (5) 請求に係る文書が、平成17年11月1日前に公社の職員が作成又は取得した公文書である場合(平成17年条例第99号附則第2項)
- (6) 請求に係る文書の公開が、第18条の規定により他の制度との調整措置の対象となっている場合
- (7) 請求に係る文書が、第35条の規定によりこの条例の規定が適用されない文書である場合

第11条 公文書の存否に関する情報

(公文書の存否に関する情報)

第 11 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、 非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしない で、当該公開請求を拒否することができる。

第1 趣旨

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

第2 解釈・運用

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と 回答するだけで各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合をいう。

本条の対象となるような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求は、第8条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定個人の病歴に関する情報
- (2) 特定企業の特殊な技術を用いた設備投資計画
- (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報
- (4) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定
- 2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」

第7条の規定による請求拒否処分と同様、本条による請求拒否も行政処分と位置づけられ、請求 を拒否する理由や審査請求の際の教示の記載が必要となるが、理由については、当該公文書の存否 を明らかにすることによりどの非公開情報を明らかにすることになるのか、請求者が拒否の理由を 明確に認識し得るものであることが必要である。

また、文書が存在していなければ不存在とし、存在しておれば存否応答拒否とするような取扱いは、請求者に文書の存否を類推させてしまうので、本条に該当する情報については、常に存否を明らかにしないで請求を拒否することが必要である。

第12条 公開請求に対する決定等

(公開請求に対する決定等)

- 第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、 請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第7条又は前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する 旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、公開請求に対する処分の類型に応じ、実施機関の応答の形態及びその義務を定めたものである。

徳島県情報公開条例に基づく公文書公開請求は、徳島県行政手続条例第2条第1項第5号に規定する申請に該当し、部分公開決定、非公開決定及び公開請求拒否決定の通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に基づく教示(審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間)を書面により行うことが必要である。

このうち、理由の提示については、根拠条項を示すだけのものや、抽象的、一般的なものでは不十分であり、申請者において拒否の理由を明確に認識し得る程度に示すことが必要である。

第2 解釈・運用

実施機関は、公開請求があった場合は、本条に規定する決定のいずれかをしなければならない。

- 1~2 省略(注:公開非公開の項目に記載しています。)
- 3 公開請求を拒否する旨の決定(第3項)
 - (1) 公開請求拒否決定

公開請求の対象となった公文書に記載された情報の公開・非公開を判断する前の段階において、請求自体を拒否する旨の決定である。

本条第1項及び第2項の決定とは異なり、公開請求の対象となった公文書に記載された情報内容に着目するのではなく、請求自体の在り方や対象文書の存否(第7条による請求拒否)又は請求に応答することの是非(第11条による請求拒否)に着目して行われるものである。

部分公開決定の場合と同様、請求を拒否する理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

公開請求を拒否する理由について、例えば、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合には、「当該公文書の存否を答えること自体が○○の有無を明らかにすることになり、徳島県情報公開条例第8条第○号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない。」などの理由を記載することになる。

また、開示請求にかかる公文書が不存在のときに請求拒否の決定を行う場合には、「当該公文書は~(文書の性質・不存在の事情等を記載)のため、実施機関では作成及び取得しておらず、保有していない」「当該公文書は、平成〇〇年度に作成された〇年保存の公文書であるため、平成〇〇年に廃棄済であり、現在は保有していない」などの理由を記載することになる。

(2) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第3項】

条例第12条第3項の規定による通知は、公文書公開請求拒否決定通知書(様式第5号)により行うものとする。